

表1. 保育者に回答を求めた事例の分類と定義

群名	記号	下位分類名	定 義
顕在群	a1	専門委託	: 専門機関から保育を依頼された虐待を受けている事例
	a2	通告保護	: 園が専門機関に通告した結果、保護された事例
	a3	通告連携	: 園が専門機関に通告した結果、連携しながら対応することになった事例
	a4	外部通告	: 保育は通告しなかったが外部の人が専門機関に通告したことが判明した事例
潜在群	b1	虐待明白	: 保育者により虐待を疑われているがまだ未通告の事例
	b2	虐待疑い	: 保育者により虐待であるか判断がつかず未通告になっている事例
潜在的ハイリスク群	c1	保育士過誤	: 保育者には虐待ではないと判断されているが虐待である可能性が強い事例
	c2	グレーゾーン	: 虐待であるかの判断が難しいが虐待の可能性を否定できない事例
育児困難群	d1	子ども問題	: 親の対応には問題はなく、子どもに発達上の問題がある事例
	d2	親問題	: 子どもには問題はなく、親に雇用や経済上の問題がある事例

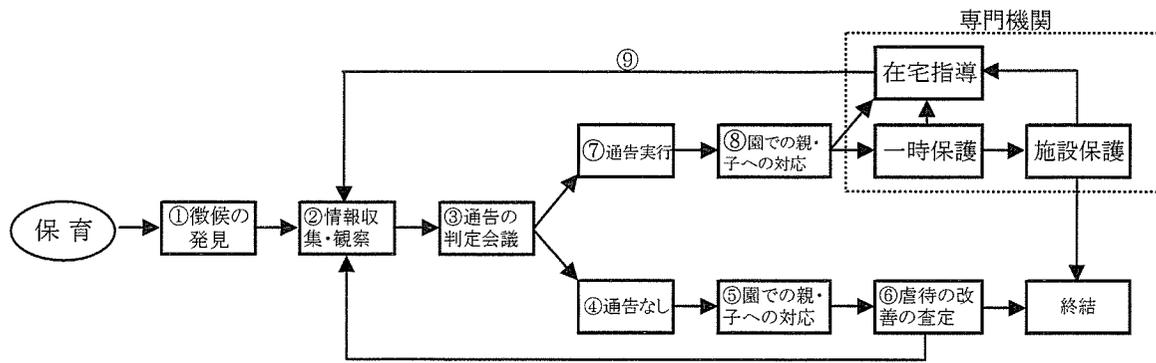
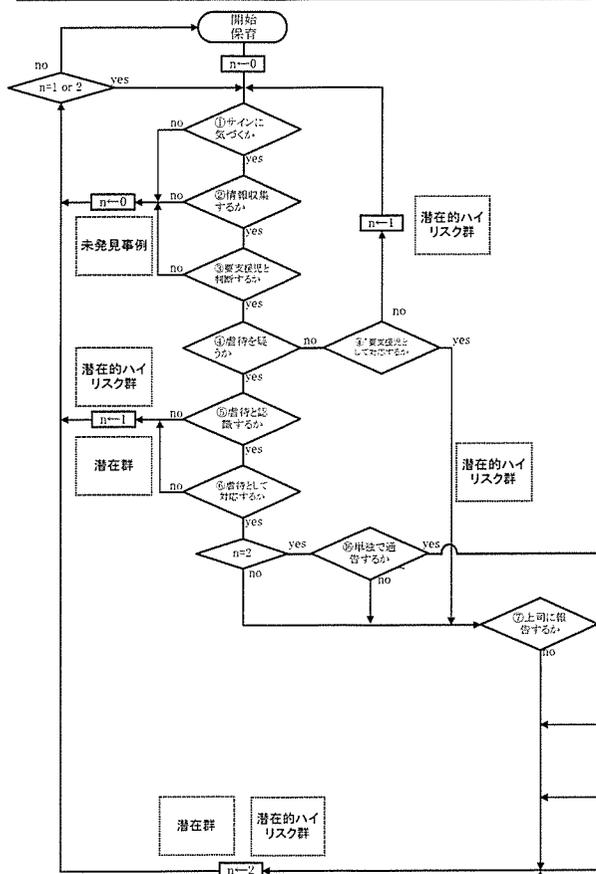


図1. 保育園における早期発見、早期対応のプロセス(笠原・加藤, 2004)

# 個人内プロセス



## プロセス・モデルの説明

○ 端子記号: プロセスモデルの開始と終了を表す

□ 処理記号: 処理を実行する

(例) n=1

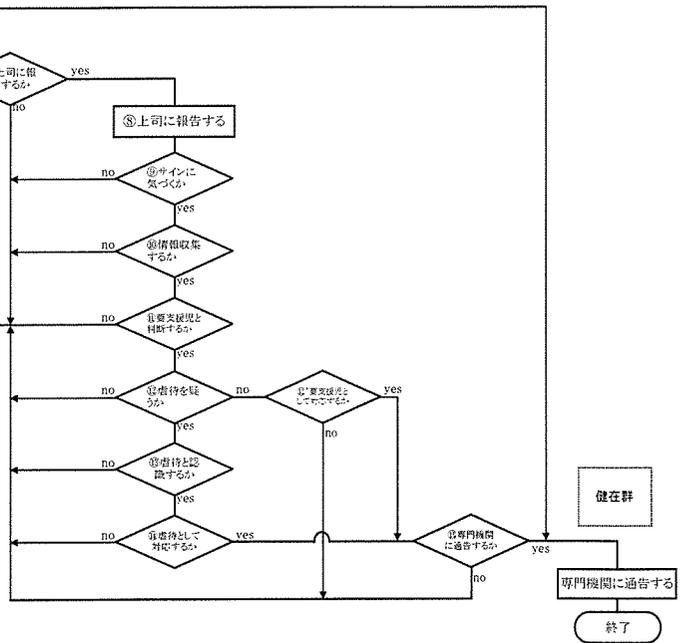
- n: 特定の子ども
- 0: “問題がない”という状態
- 1: “不審な点がある”という状態
- 2: “警戒を要する点がある”という状態
- n-1: “特定の子ども”に“1”を代入せよ

◇ 判断記号: 「yes」か「no」を選択する

(例) n=2

- n: 特定の子ども
- 2: “警戒を要する点がある”という状態
- n=2ならば, 「yes」へ, n≠2ならば「no」へ

# 集団内プロセス



注: 顕在群, 潜在群, 潜在的ハイリスク群のモデル内の位置



- 顕在群: 専門機関によって調査・措置がなされた子ども
- 潜在群: 虐待を疑われているが未通告の子ども
- 潜在的ハイリスク群: 保育者には虐待という認識がないか低い, しかし, 虐待の可能性が疑われる子ども
- 未発見事例: (もし実際に虐待の事実があるなら) 発見されず 何の対処もなされない子ども

図2. 被虐待児の発見および通告のプロセス・モデル

# 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)

## (分担)研究報告書

「児童虐待に関する法律知識テスト」の作成の試み:

保育士・保育士養成系大学生・一般大学生との比較から

分担研究者 加藤和生<sup>1)</sup> 小林美緒<sup>2)\*</sup> 笠原正洋<sup>3)</sup> 丸野俊一<sup>1)</sup>

研究協力者 小田部貴子<sup>2)</sup>

1)九州大学大学院人間環境学研究院

2)九州大学大学院人間環境学研究院

3)中村学園大学人間発達学部

\*研究協力者

### 研究要旨

児童虐待を発見した場合に保育士が適切な対処を取れるかどうかにおいては、児童虐待に関する法律に基づく正しい知識があるかどうかが大きく関わっていると考えられる。本研究では、「児童虐待に関する法律知識テスト」を作成した上で、保育士が実際にどの程度法律的な知識を正しく持っているかを保育士養成系大学生と教員養成系大学生の2つの学生群との比較により検討した。保育士407名、保育士養成系大学生110名、教員養成系大学生151名を比較した結果、保育士よりも保育士要請系大学生の方が児童虐待に関する法律知識を正しく持っていることが示された。更なる項目レベルでの分析結果から、保育の現場で働くことによって、正しい法律知識ではなくその保育所での慣例や方針に基づいた判断を行うようになってしまう可能性が示唆された。

### I. 問題と目的

近年、日本において児童虐待が大きな社会問題となっている。特に、児童虐待が周囲の人間によって見落とされてしまったり、通報を躊躇してしまったりしたために命を落としてしまう子どもがいることは大きな問題である。このような現状において、日常的に乳幼児に接している保育士は、児童虐待を身近に発見しやすい立場にあるといえる。虐待の早

期発見において、保育士は今後ますます重要な役割を持つといえよう(加藤・笠原, 2005)。しかし一方で、保育士は、虐待が疑われる児童に気づいた場合に、実際に通告に至るまでに様々な不安を感じているようである(笠原・加藤, 2004)。面接調査の結果からも、実際に保育士が虐待を発見したときにも、多様な要因によって通告に至ることができなかったという実態が明らかになっている(加藤・笠原,

2005a).

では、本来なら虐待に対して早急にかつ適切に対処することが職務として求められている保育士でありながら、なぜ通告にまで至ることができないのだろうか。我々は、これまでの一連の研究により、「保育者同士の人間関係」、「園のサポート体制」が、通告を阻害する要因として関わっていることを示してきた(笠原・加藤ら, 2005b)。つまり、保育士が通告に至るには、園全体の雰囲気や体制などの外部的な要因が重要となってくる。その一方で、保育者自身の虐待通告に対する考え方や児童虐待に関する知識の有無など、保育者自身が持つ内部的な要因も関わっているようである。例えば、保育士の持つ「児童虐待への意識の高さ」も重要な要因となっている(笠原・加藤, 2006)。

ここで、これまでに注目されてこなかったが、保育士が虐待を通告できるかどうかには、児童虐待に関する十分な専門的知識を持っているかどうかを挙げることができる。特に、そのような知識的側面の代表として、「児童虐待に関する法的知識の有無」があると考えられる。近年の児童虐待報告数の増加を受けて、児童虐待防止法の一部改正が平成16年10月に行われるなど、法律面から児童虐待に取り組む姿勢が顕著になっている。特に、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、～(略)～通告しなければならない」として、それが虐待と断定されていない状況でも虐待が疑われる場合には通告することが課されるようになってきている。ここで、子どもに密接に関わる立場にある保育士は、当然これらの児童虐待に関する諸法律についての知識を十分に備えており、これらに基づき適切に行動することが強く求められる立場にあるといえる。また、これらの法律は義務となる一方で、保育士が判断を行う上での根拠や後ろ盾ともなる。例えば、児童虐待を疑うある保育士がいたとして、児童相談所に通告することがその家庭の事情を外部に漏らすことになり、保育士の守秘義務違反に問われるのではないかと心配することがあるかもしれ

れない。そのときに、通告することが秘密漏示罪や守秘義務に触れるものとは解釈されないことを知っているかどうかは、その保育士が最終的に通告できるかどうかに関わることになるだろう。したがって、十分な法的知識を持つことにより、「この状況では保育士として通告しなくてはならない」という適切な判断が可能となる。同時に、「これは法律によって定められていることであり、自分の判断は間違っていない」という拠り所や安心感を得ることも可能になるのである。

しかし、現在のところ、保育士が虐待に関する法的知識をどのくらい正確に有しているのかを示した研究はなされていない。それ以前の問題として、児童虐待に関する知識の正確さを客観的に測定できるような尺度自体が存在していないのである。したがって、保育士の法的知識の高さと虐待通告との関係性を知るためには、法律知識の有無を簡単に測定できるテストをまず作成することが必要不可欠であるだろう。

また、このような法律知識テストの作成は、現場の保育士にとっても実用的な意義を持つものであるといえよう。例えば、ある保育士が自らの知識が法的に正しいかどうかを確認したいと思っても、現在では関連する法律を自分で探した上で、その内容を解釈することが求められる。これは日常の業務に追われる保育士には大きな負担となるだろう。このような場合に既存のテストが存在することは、保育士にとって大きな手助けとなるだろう。その他にも、保育士が虐待に関する研修に参加できることが求められているが、このような場でも法律知識に関するテストは有効利用できるものである。例えば、研修に参加した保育士が法律知識テストを受けることで、知識面で補ったり修正したりすべき点があるかどうかを短期間の研修でも効率的に知ることができるだろう。

以上のことから、本研究では、第一に、「虐待に関する法的知識テスト」を作成することを目的として、法律知識に関する質問項目の作成を行う。こ

ここで、専門職である保育士は、一般の人々に比べて児童虐待に関する正確な法律知識をより多く持っていることが期待される。そこで、次に専門職である保育士が実際にどの程度法律的知識を有しているのかについて検討を行う。その際、将来保育士を目指した専門教育を受けている保育士養成系大学生、教員を目指した専門教育を受けている教員養成系大学生(保育に関係のない一般大学生)との比較を行うことで、保育士の特性を明らかにすることを目的とする。

## II. 法律知識テストの作成

予備調査では、虐待知識に関するテストを暫定的に作成し、比較群となる大学生へ回答を求めた。

### 1. 方法

#### (1) テスト項目の作成

##### ① 児童虐待に関する法令の選択

児童虐待の定義や虐待発見後の対応について記述してある法令をリストアップするために、まず田代(2005)が虐待に関するものとして引用していた法令を全て抜き出した。その結果、①児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)、②保育所保育指針、③児童福祉法、④市町村児童家庭相談援助指針、⑤児童相談所運営指針5つの法令が選択された。

以上の法令について、「保育士が基本知識として知っておくべきか」という視点から、項目作成を行う上で妥当かどうかについて検討を行った。その結果、市町村知事や児童相談所に対して通達されたものである「④市町村児童家庭相談援助指針」、「⑤児童相談所運営指針」は、虐待の通告と対応に関わる内容ではあるが、保育士の職務という視点からはその範囲を超えていると考えられるため、除外することにした。残りの児童虐待防止法、保育所保育指針、児童福祉法は、いずれも保育士の養成課程においても一般に学習されているものであり、各法令の内容を保育士は当然知っておく

ものとして期待されるものであると考えられる。したがって、法律知識テストは、この3つの法令を元に作成することにした。

##### ② 虐待児童に関する箇所の選択

次に、各法令において児童虐待に関して述べてある条文や箇所の選択を行った。その際、虐待された子ども自身や児童虐待行為のことを直接的または間接的に述べていると考えられる表現が、その条文内に用いられていることを基準とした。その結果、各法令において児童虐待に関する以下の様な表現が得られた。

##### ① 児童虐待防止法

「児童虐待を受けた児童」: 第1, 4, 5, 11, 12, 13, 15 条

「児童虐待を受けたと思われる児童」: 第6条

##### ② 保育所保育指針

「身体的虐待や不適切な養育」: 第 12 章1 (健康・安全に関する留意事項, 日常の保育における保健活動)

「虐待の疑いのある子ども」: 第 12 章7 (健康・安全に関する留意事項, 虐待などへの対応)

「虐待が疑われる子ども」: 第 12 章7 (健康・安全に関する留意事項, 虐待などへの対応)

「虐待が疑われる場合」: 第 12 章7 (健康・安全に関する留意事項, 虐待などへの対応)

「特別な配慮を必要とする子ども」: 第 13 章1 (保育所における子育て支援及び職員の研修など, 入所児童の多様な保育ニーズへの対応)

##### ③ 児童福祉法

「要保護児童」: 第 25 条 (要保護児童発見者の通知義務)

「保護者が、その児童を虐待し」: 第 27 条 (都道府県の採るべき処置)

「虐待されている児童その他環境上養護を要

する児童」：第 41 条（児童養護施設）

以上の各条文から、テスト項目を作成することとした。

### ③テスト項目の作成

上述の手続きにより選択された条文について、虐待に関する項目ではあるが保育士の関与性という点から重要性が薄いものは削除した結果、条文から 25 個の内容がテストに用いるべき知識とあるとして選択された。ここで、テストの実施形式を検討した結果、各項目が法律上正しいことを述べているのかそれとも正しくないのかを判断させる正誤形式によって実施されることが妥当であると判断された。そのため、まず 25 の文章について、「法律に正しく基づいた項目（正答項目）」と「法律に正しく基づいていない項目（誤答項目）」の 2 種類の項目作成を行った。なお、項目化を行う際には、法律上の表現をそのまま使うと保育士にとって項目表現が難しすぎる可能性があるため、より一般的で平易な表現に適宜置き換えることとした。例えば、児童虐待防止法第 14 条の②の「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。」という法律については、正答項目では「児童を虐待した者がその児童の親権を持つ親であったとしても、虐待の内容に応じて、その親は刑法上の犯罪に問われなくてはならない（暴行罪や傷害罪など）」とし、誤答項目では「親権者がしつけや教育のために行った場合には、仮にそれが虐待的な行為であったとしても、刑法上の罪に問われることはない。」というように表現を平易に改めた上でそれぞれ項目作成を行った。

次に、正答項目と誤答項目のどちらを採用するかについて、法律の専門家 1 名、児童相談所勤務経験のある専門家 1 名、研究者 2 名、大学院生 2 名による内容検討を行った。その際、法律の本来の意味から項目化する際に意味が変わってしまっていないかどうかについても検討を行い、適宜各法

令の主旨により合致するように修正を行った。以上の手続きの結果、最終的に正答項目が 18 項目、誤答項目が 7 項目の全 25 項目によるテストが構成された。具体的には、児童虐待防止法から 15 項目、保育所保育指針から 8 項目、児童福祉法から 2 項目が選択された（項目の詳細は表 1 を参照）。

教示については、各項目が法律上の定義に基づいた場合、それが正しいことを述べているかそれとも誤りであるかについて、被験者の判断を求めるものとした。なお、保育士を対象とする場合に教示内で「保育士」「保育園」と表現されている箇所は、比較群となる教員養成系大学の大学生に対しての調査においては、「保育士や学校教諭」、「保育園や学校」とすることで、学校教諭の立場からも回答できる質問内容となるようにした。具体的な教示内容は以下のとおりである。

教示：「あなたは、児童虐待に関する法律について、どのくらいご存じですか。次の文章は、児童虐待の定義や児童虐待を発見したときに保育士・学校教諭が取るべき対応などについて、「児童虐待防止法」、「児童福祉法」、「保育所保育指針」などの法律でどのように定められているかを述べたものです。ただし、これらの中には、正しいものと間違っただけのものが入っております。次の文章を読んで、正しい場合は○を、間違っている場合は×を選んで、丸で囲んでください。」

### (2) 教員養成系大学生における調査

調査方法：2006 年 4 月に講義時間内に質問紙を配布し、同時間内に回収した。

回答者：教員養成コースに所属する大学生 151 名（年齢：18～24 歳、 $M=19.17$ ,  $SD=.90$ 。女性 91 名、男性 58 名）。

なお、本研究では一般人を代表するものとして大学生の中でも教員養成系の大学生を選択した。これは、日常的に児童に関係することがほとんどないと思われる学部や系に属する大学生では、児童虐

待に関する質問項目が提示されたとしても、それがあまりに非日常の内容であるために、項目の内容が難しすぎたり、具体的な場面を想定できなかつたりする可能性があるためである。したがって、現在実際に直接児童に関わる立場ではないが、将来的に児童と関わる可能性が高く、児童虐待に関する項目について比較的反応しやすいと思われる教員養成系のコースに所属する大学生を、本研究では一般大学生群とすることにした。

## 結果

一般大学生群における全 25 問中の平均正答数は 19.1 問であった ( $SD=2.74$ , range = 10~23 問)。表 1 に示した各項目の正答率から明らかなように、17 項目で全体の 80%以上が正答していたなど、教員養成系の大学生も比較的高い虐待に関する知識を持っていることが伺える。

## Ⅲ. 本調査

### 方法

#### 質問紙: 児童虐待に関する法律知識テストの再検討

予備調査で用いた 25 項目についてさらに再検討を行い、項目をより精製することにした。その際、以下の 2 つの基準に基づいて不適切と思われる項目を削除した。①保育士や教員に求められる対応として直接的に関係しないもの(例:「児童虐待の通告を受けた児童相談所長は、子どもの安全の確認や一時保護のために警察に援助を求めることができる」)。②法律知識がなくても一般常識から考えた場合に、正答が容易に推測できるもの(例:「子どもの権利侵害に関わる重大な兆候や事実が明らかに見られる場合には、迅速に児童相談所などの関係機関に連絡し、機関と連携して子どもの援助に当たるべきである」)。以上の基準による検討の結果、10 項目がテストから削除され、項目数は全 15 項目となった(削除された項目については表 1 を参照)。

また、予備調査において用いられていた 25 項目では、正答項目が 18 項目であったのに対し、誤答項目は 7 項目しかなかったため、正誤の割合に大きな偏りがあった。したがって、この偏りが回答者の判断に影響した可能性も考えられる。そこで、本調査では正誤の割合が出来るだけ同一になるようにした。そのため、15 項目中の 2 項目については語尾の表現を変えることにより、正誤を反転させた(例:「虐待ではないかという疑いのレベルであれば、保育者は専門機関へ通告する義務はある」について、「……レベルであっても、～義務はない」に変更した)。以上の手続きにより、最終的に正しい説明文が 8 項目、誤った説明文が 7 項目の全 15 項目による児童虐待法律知識テストが作成された。

### 回答者

保育士 407 名(20~29 歳 24 名, 30~39 歳 54 名, 40 歳~49 歳 104 名, 50~59 歳 97 名, 60 歳以上 126 名)、保育士養成系大学生 110 名(全て大学 4 年生)。

### 調査方法

保育士は、笠原・加藤・後藤・丸野(2006)での回答者と同一である。これは、直接保育園に質問紙を郵送し、各園で任意の 5 名に回答してもらうように園長に求めた。法律知識テストは、この質問紙の一部として行われた。回答は全て匿名によって行われ、園長が内容を確認することなく、保育士自身が返送できるものとした。

保育士養成系大学生では、講義内に実施し、回収された質問紙調査の一部として実施された。

### 結果

#### (1) 3 群間の比較

全 15 問中における平均正答数を保育士と保育士養成系大学生でそれぞれ算出し、正答数に差が見られるかどうか検討を行った。また、一般大学生(教員養成系大学生)については、予備調査での 25 項目のうち、本調査での 15 項目に対応する項目における正答平均得点を算出した。

次に、保育士・保育士養成系大学生・一般大学

生の3つの身分を独立変数として、平均正答数を従属変数とする1要因分散分析を行った。その結果、身分による主効果が有意に見られた( $F_{(2,668)} = 28.10, p < .001$ ; 図1)。さらに下位検定の結果、全ての水準間において有意な得点差が見られた。具体的には、保育士では正答数が11.8問であったのに対し、保育士養成系大学生は12.6問となっており、当初の予想に反し、保育士養成系大学生の方が有意に多い正答数となっていた( $p < .001$ )。すなわち、実際に現場で働いている人たち保育士よりも保育士を目指している大学生の方が、より正確な虐待に関する法的知識を有していると考えられる。一方で、統制群である一般の大学生の平均得点は11.1問となっており、これは保育士と保育士養成系大学生の両方よりも有意に低い得点となっていた( $p < .001$ )。つまり、保育士は保育士養成系大学生よりも低い法的知識となっていたが、やはり一般の人よりは児童虐待に関して法的に正しい知識を有していることが伺える。

## (2)項目レベルでの保育士と保育士養成系大学生との比較

以上の分析により、当初の予想に反し、保育士よりも保育士を目指している大学生の方が深い法的知識を有していることが示された。では、具体的にはどのような内容の項目において、保育士と保育士を目指す大学生との間に知識の差が見られるのだろうか。これを明らかにするために、次に項目レベルでの検討を行うことにした。

項目レベルでは、正答か誤答かという名義尺度でのデータとなるため、全15項目ごとに身分(保育士か大学生か)×正誤の人数(正答か誤答か)において $\chi^2$ 検定を行った。その結果、全15項目中4項目において有意差が、1項目において有意傾向が見られた(表2)。有意な差があった4項目とは、「1.虐待ではないかという疑いのレベルであれば、保育者は専門機関へ通告する義務はない( $\chi^2 = 18.3, p < .001$ )」、「3.保育士が、虐待の疑われる子どもを専門機関に通告する場合、プライバシー

保護や守秘義務の違反にはあたらない( $\chi^2 = 4.8, p < .05$ )」、「11.虐待の疑いのある子どもを早期発見したり、その子どもや家族に対応していくことは、保育士や学校教諭が行うべき活動の領域を越えるものであり、保育士や学校教諭は家庭の問題に立ち入るべきではない( $\chi^2 = 4.7, p < .05$ )」、「14.専門機関に通告するためには、園内で必ず会議(ケース会議、職員会議)で話し合っておかなければならない( $\chi^2 = 10.3, p < .01$ )」である。また、有意傾向が見られたのは「10.保育園は、親や子どもに対して虐待について教育したり、適切な子育ての仕方を教えるなど、広く虐待を予防する役割を果たさなければならない( $\chi^2 = 3.5, p = .06$ )」という項目である。いずれの項目でも保育士の誤答数が保育士養成系大学生の誤答数よりも多くなっており、これらの法的知識において、間違った判断をしてしまう保育士がより多くいることが明らかになった。

具体的な項目の内容についてさらに見てみると、有意な差が出た項目は、以下の2つに大別することが可能である。その2つとは、①通告するべきかの判断の裏づけ・根拠となる項目(「1.虐待ではないかという疑いのレベルであれば、保育者は専門機関へ通告する義務はない」、「3.保育士が、虐待の疑われる子どもを専門機関に通告する場合、プライバシー保護や守秘義務の違反にはあたらない」、「14.専門機関に通告するためには、園内で必ず会議(ケース会議、職員会議)で話し合っておかなければならない」と)、②保育士の職務範囲に関する項目(「11.虐待の疑いのある子どもを早期発見したり、その子どもや家族に対応していくことは、保育士や学校教諭が行うべき活動の領域を越えるものであり、保育士や学校教諭は家庭の問題に立ち入るべきではない」、「10.保育園は、親や子どもに対して虐待について教育したり、適切な子育ての仕方を教えるなど、広く虐待を予防する役割を果たさなければならない)、である。

以上をまとめると、保育現場で働いている保育士の中には、児童虐待を疑い、それを自らの判断

で通告してもいいかどうかを検討する場合に、「虐待の疑い程度なら通告するほどのものではない(項目1)」や、「家庭の事情を外部に話してしまうことは保育士としての職務違反になってしまうかもしれない(項目3)」と誤って考えてしまう人が存在するようである。そして、特に正答率が顕著に低い(16.5%)ことから伺えるように、「通告する場合には自分独自の判断ではなく、園の話し合いの結果に基づくべきである(項目14)」といった園の方針を優先する考え方は、保育士の適切な判断を妨げる重要な要因になっていると言えるだろう。また、「保育士の職務の中には、児童虐待の早期発見や児童虐待の予防に向けての取り組みまでは含まれない」と考える人が、保育士にはより多く見られる。このことは、現在の保育現場は日常的な子どものケアを中心としており、児童虐待などの「非日常的」な問題は専門家に任せればよい、といった保育現場での風潮を反映しているとも考えられる。

ここで、保育士の年齢層による差については、項目15(「子どもにポルノ写真やアダルト・ビデオをみせることは性的虐待である」)で一部の年齢層間に見られたのみであり( $F_{(4,395)} = 3.10, p < .05$ )、若い保育士と年配の保育士間とで法律知識の差はほとんどない。したがって、上述の保育士と保育士養成系大学生の差は、単純に年配の保育士が大学教育から時間が経ったために正しい知識を忘れてしまったためではないと考えられる。保育士を目指して学習や訓練を行っている段階では正しく判断できているものが、実際の保育現場で働く場合にはどうしてできないのかについては、今後一層の検討が必要であるだろう。

### (3)項目レベルでの保育士と一般大学生との比較

次に、保育士と統制群である一般大学生との比較についても、保育士養成系大学生との比較と同様の手順によって行った(表3)。その結果、15項目中10項目において、保育士は一般大学生よりも法律に基づいた正しい判断を行っていることが明

らかになった。したがって、保育士養成系大学生よりは正答が少なかったものの、やはり保育士はいわゆる一般の人たちよりは、正確な専門的知識を持っている人たちであるといえるだろう。しかしその一方で、一般の大学生と比較した場合にも、有意に保育士の誤答が多かった項目が1項目で見られた。それは、「専門機関に通告するためには、園内で必ず会議(ケース会議、職員会議)で話し合っておかなければならない」の項目である。このことから、本来なら保育士自身の判断によって早急に通告することが可能である場合にも、保育士はまず園で問題を共有することを優先し、園の決定に従って行動しているという現状が伺えるだろう。

## IV. 考察

### 1. 現場の保育士が抱える問題点

児童虐待に関する法律知識テストにおいて、保育士・保育養成系大学生・一般大学生を比較した本研究の結果から、保育士が抱える問題について重要な知見が得られた。まず、現場で働いている保育士であるにも関わらず、保育士養成系大学生よりも、保育士は法律知識における誤った回答が多く見られた。すなわち、保育の現場で働くことによって、以前は出来ていた正確な判断が逆にできなくなってしまっているのである。もちろん、本研究は個人の時系列的な変化を捉えたデータではないため、単純にこれを結論づけることはできない。しかし、「朱に染まれば紅くなる」と一般にも言われるように、保育園全体の方針や慣例、保育園全体や同僚の考え方・雰囲気などが、養成課程で身につけてきた正しい知識や考え方を変容させ、間違った知識を正しいと思い込ませてしまうことは十分に考えられるだろう。特に、一般大学生と比較した場合ですら誤答が多かったことから示唆されるように、保育士は「個人の判断ではなく、園全体で判断すべきである」と過剰に思い込んでいるようである。本来なら、虐待が疑われる場合には、保育士は個人の判断において通告することが可能である。

しかし、本研究の結果からは、実際には多くの保育士が、「通告するかどうかは保育士個人の判断ではなく、園全体で検討した上でその決定に任せの方がよい」と考えていることが示されている。これは、問題を園全体で共有するという点では妥当な判断と言えなくもないが、その園が児童虐待を否定したり隠蔽したりする傾向にある場合には、逆にせつかくの児童虐待への気づきを見過ごすことに繋がりがかねないだろう。したがって、保育の現場で働くことが新任の保育士の知識や考え方にどのような影響を与えるかについて、面接法などによるより一層の検討が求められる。

## 2. 児童虐待に関する法律知識テストの有用性

本研究では、児童虐待に関する一連の法律知識について、○×方式によって簡単に確認できるテストを作成した。このテストは、本研究で行われたように、ある職務や立場にある人がどのくらい本来求められるべき知識を持っているかを数量化して捉えることが出来る点で、非常に意味のあるものである。特に、日常的に乳幼児・児童に接する職務にあるものがこのテストにおいて低い得点である場合には、職務上の法律的知識が不十分であることを示唆する指標となる。また、このテストを保育士・教員養成系コースの学生を対象にして実施することは、彼らが将来的に求められる法律知識を身につける手がかりとなるだろう。

さらにこのテストは、現場で働く保育士が児童虐待を発見したり疑ったりした場合に、手軽に参照できる法律的根拠としても利用可能である。保育士は日常の業務に追われており、いざ虐待を疑った場合にも、膨大な量の様々な法律・法令から必要なものを探し、確認するだけの時間的余裕が取れないのが現状である。このテストは、それらの法律・法令の中から、児童虐待の通告に関わるものだけをリストアップし、しかも保育士にも理解しやすい平易な言葉で表現しなおしたものである。実際の現場において児童虐待問題に直面した場合にこのテスト

を手軽に参照できることは、保育士の判断の妥当性を高め、より適切な対処へと導くことになるだろう。

また、このテストは、園全体の判断と保育士自身の判断が異なっていた場合に(例:園長はこのくらいでは通告しなくてもよいと言っているが、保育士はやはり通告した方がよいと思っている、など)、法律的にはどちらの意見がより正しいのかという根拠や裏づけにもなる。自分の知識への自信の無さから園の方針に従って行動せざるを得なかった保育士にとって、このようなテストの存在は「自分の考えは間違っていない」という安心感を与えるものとなるだろう。このことは、個人の保育士による自発的な通告へ繋がるものである。そして、結果的に、これまで見過ごされたり放置されてきたりした児童虐待が、より多く早期に発見され、予防されることへも繋がるのである。したがって、このテストがより多くの保育の現場や保育士養成系の大学等において活用されることを、我々は強く望むものである。

## 謝辞

本研究にご協力していただいた園長先生方、ご回答をいただいた保育士や大学生の方々に、心より感謝いたします。また、質問紙調査の実施にて野上俊一氏に、データ整理にて和田志麻氏にご協力いただきましたことを心より感謝いたします。

## V. 引用文献

- 加藤和生・笠原正洋.(2005). 保育園における潜在的被虐待児の早期発見・対応に関わる諸問題の探索的研究. *厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)(総括)研究報告書*, 7-18.
- 笠原正洋・加藤和生.(2004). 親による園児虐待への対応に対する保育士の抱える不安と園の対策の実態. *中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要*, 36, 33-42.

笠原正洋・加藤和生・後藤晶子・丸野俊一.  
(2005a). 保育所や幼稚園において潜在的  
虐待児の早期発見と対応に関するプロ  
セスモデルの再構築と質的分析のためのコ  
ード・スキーマの作成. *厚生労働科学研究費  
補助金(子ども家庭総合研究事業)(分担)研  
究報告書*, 19-40.

笠原正洋・加藤和生. (2005b). 保育園での虐待  
児の早期発見と通告にかかわる問題と原因.  
*厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総  
合研究事業)(分担)研究報告書*, 41-55.

笠原正洋・加藤和生・後藤晶子・丸野俊一. (2006).  
保育園での虐待児の発見と通告の実態:  
通告率とそれに影響する諸要因の検討. *厚  
生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合*

*研究事業)(分担)研究報告書*.

田代勝良. (2005). 虐待発見プログラム、親支援教  
授法の開発に関する文献研究 *厚生労働科  
学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)  
(分担)研究報告書*, 67-72.

表 1. 予備調査での一般大学生における法律知識チェックリストの正答率

法令	項目 番号	項目内容	正答率(%)
防	1	虐待ではないかという疑いのレベルであっても、保育士は専門機関へ通告する義務がある。(○)	83.6
保	2	保育園の職員は、虐待が疑われる場合、子どもの家庭を訪問し家族から事情をさく必要がある。(×)	27.0
防	3	保育士が、虐待の疑われる子どもを専門機関に通告する場合、プライバシー保護や守秘義務の違反にはあたらない。(○)	73.7
*	防	4 警察が介入できるのは、「虐待がある」とはっきり認められた時点からであり、子どもの安全の確認や一時保護を行う段階では、警察は虐待問題に関わることはできない。(×)	42.8
防	5	虐待を行った保護者には、虐待してしまった我が子が自分の元から離されて養護施設などに入れられている場合でも、その子どもといつでも面会したり連絡を取ったりすることが保障されている。(○)	29.1
*	福	6 児童養護施設は、保護者のない子どもを養護したり、退所後の相談や自立の援助を行ったりするための施設であるので、虐待されている子どもは入所できない。(×)	94.1
*	防	7 配偶者(夫婦、あるいは婚姻関係になく同居している大人同士も含む)の間の暴力を子どもに目撃させることも子どもに対する虐待である。(○)	86.8
福	8	保育士や学校教諭は、児童虐待を防止するために、子どもの生活や環境状況を把握したり、子どもの保健や福祉に関するサービスについて情報提供や援助・指導が必要な場合には、児童委員に相談したりするべきである。(○)	92.8
*	防	9 都道府県には、虐待された子どもへの対応だけではなく、その親子関係を良くしたり虐待をされた子どもが良い家庭的環境で生活できるようにするために、児童虐待を行った保護者に対しても適切な指導を行う義務がある。(○)	88.2
防	10	児童相談所や児童委員は、通告した人を特定する情報を外部に漏らすことは原則的に禁止されているが、必要な場合(保護者に求められたときなど)には外部に情報を開示することもある。(×)	75.7
防	11	虐待を加える人が、婚姻関係になく同居している大人であっても、子どもに対する虐待があるならば通告しなければならない。(○)	96.7
防	12	児童虐待防止法の児童虐待の定義には、「心理的虐待」として「児童が同居する家庭における配偶者への暴力」が含まれている。(○)	86.8
*	保	13 保育士や学校教諭は、虐待の早期発見のために、子どもの心身の状態や家族の態度などに十分に注意して、日頃から観察や情報収集に努めなくてはならない。(○)	89.5
防	14	児童虐待防止法によって挙げられている児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、育児放棄(ネグレクト)、心理的虐待の4種類である。(○)	88.8
*	保	15 保育園や学校には、保育や教育だけではなく、地域での子育て支援(保育や教育に関する親の相談に応じたり助言したりするなど)の社会的役割も、求められている。(○)	87.5
*	防	16 子どもに直接関わることの多い職業の者(保育士や病院関係者など)は、児童虐待を発見しやすい立場であることを自覚して、児童虐待の早期発見に努力すべきことが法律上定められている。(○)	52.6
保	17	保育園は、親や子どもに対して虐待について教育したり、適切な子育ての仕方を教えるなど、広く虐待を予防する役割を果たさなければならない。(○)	69.7
保	18	虐待の疑いのある子どもを早期発見したりその子どもや家族に対応していくことは、保育士や学校教諭が行うべき活動の領域を超えるものであり、保育士や学校教諭は家庭の問題には立ち入るべきではない。(×)	86.8
*	保	19 保育園内や学校内に虐待を受けている可能性がある子どもがいる場合には、保育園長・学校長はその子どもと関連する職員と一緒に十分に事例検討を行い、支援的環境の元で必要な助言を行うべきである。(○)	88.7
防	20	子どもを虐待した者が親権者(親)である場合には、仮に虐待的な行為であったとしても、それがしつけや教育のために行われたこともあるので、その親は刑法上の罪に問われることはない。(×)	90.0

保	21	保育園や学校において、虐待を受けている子どもを早期に発見し適切な対応をすることは「保育」や「教育」の中の大切な本務の一つである。(○)	83.4
防	22	専門機関に通告するためには、園内で必ず会議(ケース会議, 職員会議)で話し合っておかなければならない。(×)	45.7
* 防	23	児童虐待の通告を受けた児童相談所長は、子どもの安全の確認や一時保護のために警察に援助を求めることができる。(○)	84.1
* 保	24	子どもの権利侵害に関わる重大な兆候や事実が明らかに見られる場合には、迅速に児童相談所などの関係機関に連絡し、機関と連携して子どもの援助に当たるべきである。(○)	92.7
防	25	子どもにポルノ写真やアダルト・ビデオをみせることは性的虐待である。(○)	82.8

一般大学生のn=151, 合計平均正答数=19.1問

注1:法令名において,防=児童虐待防止法,保=保育所保育指針,福=児童福祉法をそれぞれ示す。

注2:\*印がついている項目は,本調査において削除された項目である。

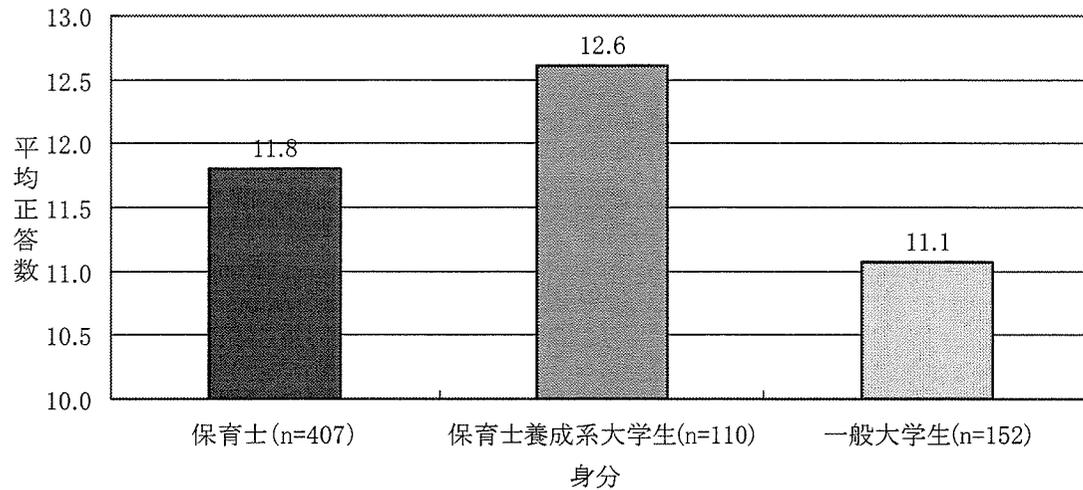


図 1. 身分による法律知識チェックリストの平均正答数 (全15問)

表2. 各項目における保育士と保育士養成系大学生の正答数

	項目内容	正答率(%)		
		保育士 (n=399-402)	大学生 (n=109-110)	正誤人数に おける有意差
1	虐待ではないかという疑いのレベルであれば、保育者は専門機関へ通告する義務はない。(×)	77.5	95.5	$p<.001$
2	保育園の職員は、虐待が疑われる場合、子どもの家庭を訪問し家族から事情をきく必要がある。(×)	60.9	60.9	n.s.
3	保育士が、虐待の疑われる子どもを専門機関に通告する場合、プライバシー保護や守秘義務の違反にはあたらない。(○)	84.5	92.7	$p<.05$
4	虐待を受けて養護施設などに保護された場合、その子どもの保護者は子どもと自由に面会したり連絡を取ったりすることができない。(×)	35.0	39.1	n.s.
5	保育士や学校教諭は、児童虐待を防止するために、子どもの生活や環境状況を把握したり、子どもの保健や福祉に関するサービスについて情報提供や援助・指導が必要な場合には、児童委員に相談することができる。(○)	97.5	100.0	n.s.
6	児童相談所や児童委員は、通告した人を特定する情報を外部に漏らすことは原則的に禁止されているが、必要な場合(保護者に求められたときなど)には外部に情報を開示することもある。(×)	88.3	87.3	n.s.
7	虐待を加える人が、婚姻関係になく同居している大人であっても、子どもに対する虐待があるならば通告しなければならない。(○)	99.5	99.1	n.s.
8	児童虐待防止法の児童虐待の定義には、「心理的虐待」として「児童が同居する家庭における配偶者への暴力」が含まれている。(○)	87.1	89.0	n.s.
9	児童虐待防止法によって挙げられている児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、育児放棄(ネグレクト)、心理的虐待の4種類である。(○)	94.2	92.7	n.s.
10	保育園は、親や子どもに対して虐待について教育したり、適切な子育ての仕方を教えるなど、広く虐待を予防する役割を果たさなければならない。(○)	81.5	89.1	$p<.10$
11	虐待の疑いのある子どもを早期発見したり、その子どもや家族に対応していくことは、保育士や学校教諭が行うべき活動の領域を越えるものであり、保育士や学校教諭は家庭の問題に立ち入るべきではない。(×)	92.6	98.2	$p<.05$
12	子どもを虐待した者が親権者(親)である場合には、仮に虐待的な行為であったとしても、それがしつけや教育のために行われたこともあるので、その親は刑法上の罪に問われることはない。(×)	93.5	97.3	n.s.
13	保育園や学校において、虐待を受けている子どもを早期に発見し適切な対応をすることは「保育」や「教育」の中の大切な本務の一つである。(○)	98.5	96.4	n.s.
14	専門機関に通告するためには、園内で必ず会議(ケース会議、職員会議)で話し合っておかなければならない。(×)	16.5	30.3	$p<.01$
15	子どもにポルノ写真やアダルト・ビデオをみせることは性的虐待である。(○)	92.8	96.4	n.s.
平均正答数(全15問)		11.8問	12.6問	

表3. 各項目における保育士と大学生の正答率

	項目内容	正答率(%)		止誤の人数 における有意 差
		保育士 (n = 399- 402)	一般大学生 (n = 150- 152)	
1	虐待ではないかという疑いのレベルであれば、保育者は専門機関へ通告する義務はない。(×)	77.5	83.6	n.s.
2	保育園の職員は、虐待が疑われる場合、子どもの家庭を訪問し家族から事情をきく必要がある。(×)	60.9	26.3	p<.001
3	保育士が、虐待の疑われる子どもを専門機関に通告する場合、プライバシー保護や守秘義務の違反にはあたらない。(○)	84.5	73.7	p<.01
4	虐待を受けて養護施設などに保護された場合、その子どもの保護者は子どもと自由に面会したり連絡を取ったりすることができない。(×)	35.0	29.8	n.s.
5	保育士や学校教諭は、児童虐待を防止するために、子どもの生活や環境状況を把握したり、子どもの保健や福祉に関するサービスについて情報提供や援助・指導が必要な場合には、児童委員に相談することができる。(○)	97.5	92.8	p<.05
6	児童相談所や児童委員は、通告した人を特定する情報を外部に漏らすことは原則的に禁止されているが、必要な場合(保護者に求められたときなど)には外部に情報を開示することもある。(×)	88.3	75.0	p<.001
7	虐待を加える人が、婚姻関係になく同居している大人であっても、子どもに対する虐待があるならば通告しなければならない。(○)	99.5	96.7	p<.01
8	児童虐待防止法の児童虐待の定義には、「心理的虐待」として「児童が同居する家庭における配偶者への暴力」が含まれている。(○)	87.1	86.2	n.s.
9	児童虐待防止法によって挙げられている児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、育児放棄(ネグレクト)、心理的虐待の4種類である。(○)	94.2	88.8	p<.05
10	保育園は、親や子どもに対して虐待について教育したり、適切な子育ての仕方を教えるなど、広く虐待を予防する役割を果たさなければならない。(○)	81.5	69.7	p<.05
11	虐待の疑いのある子どもを早期発見したり、その子どもや家族に対応していくことは、保育士や学校教諭が行うべき活動の領域を越えるものであり、保育士や学校教諭は家庭の問題に立ち入るべきではない。(×)	92.6	87.4	p<.10
12	子どもを虐待した者が親権者(親)である場合には、仮に虐待的な行為であったとしても、それがしつけや教育のために行われたこともあるので、その親は刑法上の罪に問われることはない。(×)	93.5	90.0	n.s.
13	保育園や学校において、虐待を受けている子どもを早期に発見し適切な対応をすることは「保育」や「教育」の中の大切な本務の一つである。(○)	98.5	83.4	p<.001
14	専門機関に通告するためには、園内で必ず会議(ケース会議、職員会議)で話し合っておかなければならない。(×)	16.5	43.7	p<.001
15	子どもにポルノ写真やアダルト・ビデオをみせることは性的虐待である。(○)	92.8	83.4	p<.01
平均正答数(全15問)		11.8問	11.1問	

# 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)

## (分担)研究報告書

### 保育園での被虐待児の発見と通告の実態： 通告率とそれに影響する諸要因の検討

分担研究者 加藤和生<sup>1)</sup> 笠原正洋<sup>2)</sup> 後藤晶子<sup>3)</sup> 丸野俊一<sup>1)</sup>

1)九州大学大学院人間環境学研究院

2)中村学園大学人間発達学部

3)独立行政法人肥前精神医療センター

#### 研究要旨

保育士による児童虐待の発見と通告の実態とそれらに影響する要因を明らかにするために、北部九州6県(福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、山口)のすべての認可保育所から無作為に抽出された200園に勤務する保育士1,000名を対象に調査を実施した。回収された407名(有効回収率40.7%)を分析したところ以下の結果が得られた。(1)被虐待児がいないと回答した保育士の割合は49.8%、虐待を疑い一人でも通告した保育士の割合は12.8%、虐待を疑いながらまったく通告しなかった保育士は25.3%だった(無回答12.5%)。通告率(LRP: lifetime reporting proportion 通告数÷虐待を疑った子ども数)は、0.24であり、King, et al.(1998)での0.69を下回っていた。(2)虐待関連の法律や指針に関する理解テスト15項目の平均正答率は79.9%だった。「保育園や学校において、虐待を受けている子どもを早期に発見し適切な対応をすることは大切な本務の一つである」などのような法や職務の理念を問う項目の正答率は81.5%~99.5%と非常に高い値を示していた。しかし、具体的な通告義務の内容や法令を問う「虐待ではないか」という疑いのレベルであれば、保育者は専門機関へ通告する義務はない」の正答率は77.5%、「保育園の職員は、虐待が疑われる場合、子どもの家庭を訪問し家族から事情をきく必要がある」のそれは60.9%、「専門機関に通告するためには、園内で必ず会議(ケース会議、職員会議)で話し合っておかなければならない」の正答率は16.5%と保育士の職務を逸脱する面や、個人に課せられた通告義務を狭く捉えて誤解している面も伺えた。(3)虐待の通告率に影響を与えた要因は、専門機関に対する専門性不安因子( $\beta = -.19, p < .05$ )、通告体制( $\beta = .20, p < .05$ )、虐待関連の法律の手続きに関する知識( $\beta = .16, p < .05$ )だった。

#### I. 目的

多くの研究において、通告を義務づけられた専門家は被虐待児を発見したとしても法律によって定められた専門機関に必ずしも通告しないことが報告されている。たとえば虐待を疑われながら未通告になっている子どもが全園児の中に約1.05%存在する可能性があるという報告(笠原・加藤, 2005)や保育士によって虐待を疑われ

た子どもの中で専門機関に実際に通告されたのは19%の事例にすぎないという報告もある(Sundell, 1997)。つまり、保育者が児童虐待の問題に対応していくことに不安や不満が強く、場合によっては通告に至らない事例があると推測される。

そこで保育園に勤務する保育士はこれまでどれくらいの被虐待児を発見してきたのか、また

その子どもたちを専門機関に通告したのか実態を調査した。それと同時に通告に影響する要因について検討を行った。検討した要因は、児童虐待防止等に関する法律の理念や通告先や通告手続きに関する知識、虐待と認識する傾向、通告や通告先である専門機関に対する態度、園の対応体制（児童虐待以外）、園内サポート体制である。

## II. 方法

### 1. 調査対象者

(1)調査対象園および調査対象者である保育士の抽出方法

福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市、左記4市以外の福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、山口県の認可保育所をリスト化し、その中から無作為に200園を抽出した。施設長宛に調査趣意書と回答者5名分の調査票一式（調査趣意書、調査票、返信用封筒）を入れた書類を郵送し、調査への協力を依頼した。

施設長に各園から保育士を5名抽出し調査票一式を配布してもらった。5名の保育士抽出にあたっては、以下の2つの条件を満たすように依頼した。2つの条件とは、①所長や園長、副園長、主任ではない保育士、②クラス担任をしている保育士である。なお、5名の選出にあたっては、できるかぎり担当クラスの年齢が偏らないよう、また正規職員を優先するよう依頼した。

### 2. 質問紙の構成

#### (1)フェイスシート

保育者個人の情報と勤務園の情報について回答を求めた。保育者個人の情報としては、①性別、②年齢（20～22、23～25、26～30、30～40、40歳以上から選択）、③雇用状態（正規職員、常勤（保育士・幼稚園教諭の免許・資格があり、正規職員以外で月給・日給の職員を示す）、非常勤（保育士・幼稚園教諭の免許・資格があり、時給・短時間のパート職員を示す）から選択）、④保育者としての経験年月、⑤現在の担当クラスと担当人数（同一年

齢クラスの場合と異年齢クラスの場合とに分けて回答）、⑥クラス担任の数（非常勤数）である。勤務園の情報としては、①園児定員（45～60、60～90、90～120、120～150、150～200、200以上から選択）、②現在の園児数、③職員数（正規職員、常勤、非常勤、その他に分けて回答）、④設置主体（市町村、社会福祉法人、学校法人、社団法人、宗教法人、企業・病院、その他から選択）。

#### (2)被虐待児の発見と通告に関する経験

これまでの保育経験の中で、「虐待ではないかと疑った子ども（発見）」と「疑った子どもの中で専門機関に通告した子ども（通告）」の人数について回答を求めた。

#### (3)通告に影響する諸要因の測定

##### ①虐待関連の法律や指針に関する知識

児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律および保育所保育指針の中から、児童虐待問題に対する法の理念、保育者や学校教員の役割や義務、また通告先や通告手続きに関する文章を抽出し、それを問題文（○×式）に作成した。問題文は、法に規定された手続きに関する問題と、法の理念に関する内容を問う問題との2つに大きく分類される（表5参照）。

##### ②虐待と認識する傾向

加藤・笠原・後藤・小林・岡嶋・中尾・小田部・丹羽・大黒（2005）の調査で用いられた多重性虐待尺度項目のうち重症度が軽度であると考えられる項目および2004年法改正により新たに心理的虐待として規定されたDVへの暴露の項目など計15項目を利用した（表6参照）。5件法による評定を求めた。評定尺度は以下の通りである。0：しつけ（の範囲内）である、1：どちらかというとしつけ、2：どちらかという軽度の虐待、3：中度の虐待、4：重度の虐待。

個人差の観点からいえば、この虐待と認識する傾向の評定値が高い保育士ほど虐待認識の閾値が低いと考えられる。

##### ③通告に対する不安や専門機関に対する態度

通告に対する不安や専門機関として通告先の一つである児童相談所に対する態度項目を作成した。

笠原・加藤(2004)による保育士への自由記述調査において、保育士が専門機関に抱く態度について述べた内容から19項目を作成した。通告にあたって聴いてくれないかもしれないという呼应性不安、通告しても何もしてくれない、変わらないという不安全感、うまく対応してくれないという専門的対応への不安感という側面から項目を作成した(項目内容は表7参照)。評定尺度は、1:まったくそう思わない、2:そう思わない、3:どちらとも言えない、4:そう思う、5:かなりそう思う、の5件法を用いた。

#### ④園の児童虐待対応体制

園全体で児童虐待問題に対応していく体制がどの程度、整っていると感じられるかを検討するために尺度を構成した。まず児童虐待への対応体制を、「発見」「通告」「通告後の専門機関や地域との連携」の3つに分類した。そして、笠原・加藤(2004)の自由記述調査のデータも参考にしながら、その分類毎に質問項目を作成した。最終的に14項目を作成した(表8参照)。「あなたは、虐待問題に対する園全体の対応体制や取り組みのあり方をどのように感じていらっしゃいますか」という質問文のもとに5件法で回答を求めた。評定尺度は、1:まったく感じられない、2:感じられない、3:どちらとも言えない、4:感じられる、5:非常に感じられる、である。

#### ⑤園内の対応体制

園では、児童虐待問題以外にも多くの問題に対して対応を求められる。本研究では、その問題を、「障害児保育」「不審者やDV被害を受けた親への対策」「保育者による体罰防止」「親への子育て支援の対応」「園内の研修体制」ととらえ、それらを反映する尺度項目を計22項目作成した(表9参照)。これらに対して、「あなたは、児童虐待以外の課題や問題に対する園全体の対応体制や取り組みのあり方をどのように感じていらっしゃいますか。」という質問文のもとに5件法で回答を求めた。評定尺度は、1:まったく感じられない、2:感じられない、3:どちらとも言えない、4:感じられる、5:非常に感じられる、である。

### 3. 調査の実施手続き

調査は2006年1月～2月にかけて実施された。具体的実施手続きは以下の通りである。

#### ①保育園への調査票の郵送

②施設長から保育士への調査票の配付(施設長には配付手続きを詳細に説明する文書を添付)。

③保育士による調査票の回答と調査票の返送。保育士には園を経由せず直接、投函してもらった(宛名印刷済み、郵送料不要の返信用封筒を利用)。

## III. 結果と考察

### 1. 分析対象者およびその特徴

421名の保育者から回答を得た(回収率42.1%)。回答率90%未満の調査票は分析から除外した。その結果、407名の調査票が分析対象となった(有効回答率40.7%)。

回答者の特徴は表1の通りである。年齢分布を見ると、40歳以上の保育士が126名と一番多く、次に26～30歳が104名となっている。保育職の平均経験年数も12年9カ月( $SD = 8.6$ )となっており、今回、分析対象にした保育士は、中堅からベテランの保育士であると考えられる。

表2には、保育形態別に、回答した保育士の人数、担当児数、担当職員数および非常勤職員数(内数)を示した。また表3には、回答者の勤務する園の特徴を示した。担当しているクラスに大きな偏りはない。設置主体を見ると社会福祉法人が308名、宗教法人が1名の計309名(75.9%)が民間の保育所である。市町村立80名、社団法人5名、財団法人5名の計90名(22.1%)が公立かそれに準ずるものと考えられる。

### 2. 被虐待児の発見と通告の経験

被虐待児がいないと回答した保育士の割合は49.8%( $n = 201$ )、虐待を疑い一人でも通告した保育士の割合は12.8%( $n = 52$ )、虐待を疑いながら通告しなかった経験を持つ保育士は25.3%( $n = 103$ )だった(無回答12.5%,  $n = 51$ )。通告率(LRP: lifetime reporting proportion, 通告数÷虐待を疑った子ども数)は、0.24だった(表4参照)。これは、内科医(162)、修士レベルの社会福祉士(120)、医療

助手(100)計 382 名を対象に調査を行った King, Reece, Bendel, & Patel (1998)での 0.69 を下回っていた。

### 3. 虐待関連の法律の理念や手続きに対する知識の実態

表5に虐待関連の法律の理念や手続きに関する問題文毎の正答率を示した。すべての問い(12 問)の平均正答率は 82.0%だった。法の理念に関する問題文の正答率は 91.2%と非常に高い正答率を示した。「保育園や学校において、虐待を受けている子どもを早期に発見し適切な対応をすることは大切な本務の一つである」では 98.5%、「保育園は、親や子どもに対して虐待について教育したり、適切な子育ての仕方を教えるなど、広く虐待を予防する役割を果たさなければならない」では 81.5%だった。理念に関する問題の正答率はこの範囲に分布していた(81.5%~98.5%)。しかし、具体的な通告義務の法令の内容や手続きを問う問題文の全体の平均正答率は、72.7%と理念に比べて若干、低下する。「虐待ではないかという疑いのレベルであれば、保育者は専門機関へ通告する義務はない」の正答率は 77.5%、「保育園の職員は、虐待が疑われる場合、子どもの家庭を訪問し家族から事情をきく必要がある」のそれは 60.9%、「専門機関に通告するためには、園内で必ず会議(ケース会議、職員会議)で話し合っておかなければならない」の正答率は 16.5%と低い正答率を示した。一方、「保育士や学校教諭は、児童虐待を防止するために、子どもの生活や環境状況を把握したり、子どもの保健や福祉に関するサービスについて情報提供や援助・指導が必要な場合には、児童委員に相談することができる」では正答率 97.5%、「虐待を加える人が、婚姻関係になく同居している大人であっても、子どもに対する虐待があるならば通告しなければならない」では 99.5%とほぼ 100%に近い正答率である。すなわち、通告先についての知識はほとんどの保育士が把握しているが、通告にあたっての情報収集や判断に関して、法を逸脱した認識を持っていることが推測された。つまり保育士が通告するにあつ

ては調査義務はなく、家庭訪問をすることは保育士の職務を逸脱するとも考えられる。また、虐待の通告は、本来は個人に課せられた義務であるが、その趣旨を集団、組織と拡大してとらえて、通告にあたっては組織として通告するというように誤解している面も伺えた。

### 4. 虐待と判断する傾向

表6に項目毎の回答分布、平均評定値および標準偏差を提示した。評定平均値のレンジは、2.02~3.46 であり、軽度の虐待から中程度の虐待であるとの認識されていた。「子どものことで怒った時、急にだまりこみ、その子どもを完全に無視する」や「子どもが落ち込んでいるときでも、声をかけたり、なぐさめたり、話を聞いたりしない」の項目の評定平均値がそれぞれ 2.02, 2.16 と低く心理的虐待が低く評定されていた。一方、「ポルノ雑誌・ビデオや実際の性行為を見せる」が 3.46 と一番高く評定されていた。

### 5. 通告に対する不安や専門機関に対する態度

専門機関に対する態度 19 項目に対して因子分析を行った(重みづけのない最小2乗法、プロマックス回転)。因子負荷量が 0.3 に満たない項目、2 つ以上の因子に 0.4 以上負荷している項目は削除し分析を繰り返した。その結果、最終的に4つの因子が得られた(表7参照)。

第1因子は、「たとえ保育経験が浅くても、保育士が専門機関に通告した場合、専門機関はきちんと対応してくれると思う(-)」「専門機関は、園や保育士からの通告に対して、どんなことでも相談ののってくれると思う(-)」「虐待の通告先である児童相談所を代表とする専門機関は、保育士からの通告に対して、親身になって聴いてくれると思う(-)」などのように通告したことに対して専門機関がうまく対応してくれないのではないかと不安を反映する項目からなる。そのためこの因子を呼応性不安因子と命名した。第2因子は、「子どもを専門機関に通告した後、それを知った親が園にかなり強いクレームを言うのではないかとと思う」「専門機関に通告